

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の施行に伴う経過措置に関する政令要綱

第一 独立行政法人大学評価・学位授与機構法の施行に伴う経過措置

一 独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が国から承継する権利及び義務並びにその承継の時期を定めること。（第一条及び第二条関係）

二 機構が国の有する権利及び義務を承継した際、政府から機構に出資があつたものとされる財産等及び出資の時期を定めること。（第三条及び第四条関係）

三 機構に出資があつたものとされる財産の価額の評価に関し、評価委員その他必要な事項を定めること。（第五条関係）

四 国が機構に国有財産を無償で使用させることについて必要な事項を定めること。（第六条関係）

五 関係法令の適用について所要の経過措置等を定めること。

第二 附則

この政令は、公布の日から施行するものとする。